

○概ね5年で実施する取組（案）

資料 4

項目、事項、内容	取組番号	取組項目	開発建設部	振興局	気象台	陸上自衛隊	北海道警察北見方面本部	斜里警察署	斜里町	清里町	小清水町	斜里地区消防組合	
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>													
①情報伝達、避難計画等に関する事項	A (1)①ア	河川管理者と町村長の間で河川情報等を伝達するホットラインの取組等	-	・ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	-	-	-	-	・ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	・ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	・ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	-	
	B1 (1)①イ1	『避難勧告等に関するガイドライン』を参考とした避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準の見直しに係る取組等	-	-	-	-	-	-	・想定最大規模等の洪水における避難勧告等の発令基準等の設定を検討。	・想定最大規模等の洪水における避難勧告等の発令基準等の設定を検討。	・想定最大規模等の洪水における避難勧告等の発令基準等の設定を検討。	-	
	B2 (1)①イ2	避難計画に着目した水害対応タイムライン（避難勧告発令区域、避難判断基準等）の構築と実施箇所検討の取組等	-	・水位周知河川について、構成する町等と協議し、タイムライン作成し、必要に応じて見直す。	・タイムラインの作成・見直しについて、必要に応じて助言。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインの作成検討。	・水害対応タイムラインの作成検討。	-
	C (1)①ウ	水位周知河川の見直しに係る取組等	-	・水位周知河川の見直し等、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	-	-	-	-	-	・水位周知河川の追加等については、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	・水位周知河川の追加等については、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	・水位周知河川の追加等については、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	-
		水位周知河川以外の道管理河川に係る『洪水氾濫危険区域図』の提供や周知に関する取組等	-	・洪水氾濫危険区域図を平成30年7月以降に関係する町に提供予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D1 (1)①エ1	『川の防災情報』による河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の周知に関する取組等	・HPや出前講座等で広報活動を実施。	・水害危険性などから早急に配置が必要な河川についてH30から順次設置予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D2 (1)①エ2	緊急速報メールの活用等、住民に洪水及び避難情報を適切かつ確実に伝達する体制及び方法に関する取組等	-	-	-	-	-	-	・サポートメール（登録制）による緊急防災情報配信や利用の促進。 ・避難行動を行う際の支援者を自治会や集落毎に選定し、名簿、連絡網等を作成。 ・自治会や自主防災組織に対する研修会の実施。 ・広報誌やHPでの、水害に係る啓発記事を、必要に応じて充実を図る。	・サポートメール（登録制）による緊急防災情報配信や利用の促進。 ・自治会や自主防災組織に対する研修会の実施。 ・広報誌やHPでの、水害に係る啓発記事を、必要に応じて充実を図る。	・登録制メールによる緊急防災情報配信や利用の促進。 ・自治会や自主防災組織に対する研修会の実施。 ・広報誌やHPでの、水害に係る啓発記事を、必要に応じて充実を図る。	-	
	E (1)①オ	各町村の避難場所での避難者を収容できない場合、隣接する市町村に広域避難する際の連絡体制に関する取組等	-	-	-	-	-	-	・H33までに隣接する自治体と広域避難計画を検討。	・H33までに隣接する自治体と広域避難計画を検討。	・H33までに隣接する自治体と広域避難計画を検討。	-	
	F1 (1)①カ1	町村地域防災計画に定めている要配慮者利用施設について、避難確保や浸水防止計画の作成や避難訓練実施に関する取組等	・振興局や自治体と連携し、水害・土砂災害時の避難行動について理解を深めよう、HPや出前講座等で広報活動を実施。	-	-	-	-	-	-	・H33までに、想定最大規模の洪水時に対する、避難確保計画作成と避難訓練を検討。	・H33までに、想定最大規模の洪水時に対する、避難確保計画作成と避難訓練を検討。	・H33までに、想定最大規模の洪水時に対する、避難確保計画作成と避難訓練を検討。	-
	F2 (1)①カ2	要配慮者利用施設等に係る避難確保計画の作成や訓練の実施状況を踏まえた支援策や支援体制に関する取組等	・避難確保計画又は浸水防止計画の作成を行う施設の所有者又は管理者に対し、必要に応じて作成の支援を実施。	-	-	-	-	-	-	・上記に合わせ、必要に応じて施設管理者と協議し調整。	・上記に合わせ、必要に応じて施設管理者と協議し調整。	・上記に合わせ、必要に応じて施設管理者と協議し調整。	-



○概ね5年で実施する取組（案）

項目、事項、内容	取組番号	取組項目	開発建設部	振興局	気象台	陸上自衛隊	北海道警察北見方面本部	斜里警察署	斜里町	清里町	小清水町	斜里地区消防組合	
<b>(2) 的確な水防活動のための取組</b>													
①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項	P (2)①ア	河川整備状況を踏まえ、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、関係者による共同点検の実施に係る取組等	-	・必要に応じ、共同点検の実施を検討。	-	-	-	-	・関係機関で実施する共同点検があれば参画。	・関係機関で実施する共同点検があれば参画。	・関係機関で実施する共同点検があれば参画。	-	
	Q (2)①イ	関係機関が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援に係る取組等	-	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	-	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。 ・人命救助システム（水害用）の整備及び取扱い訓練を実施。	-	-	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	-	
	R (2)①ウ	住民を含めた関係機関が参加した実践的な水防訓練に係る取組等	・必要に応じて、関係機関の水防訓練等に参画。	・引き続き、各関係機関主催の訓練等に参画。	・引き続き、関係機関の水防訓練等に、必要に応じて参画。	・引き続き各関係機関主催の訓練等に参画。	・引き続き、関係機関の水防訓練等に参画。	・引き続き、関係機関の水防訓練等に参画。	・引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。	・引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。	・引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。	・引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。	・引き続き、訓練を実施。
	S (2)①エ	関係機関の水防に関する広報の取組状況や予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実に係る取組等	-	・引き続き、継続実施。	-	-	-	-	・斜里地区消防組合と連携し消防団員募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。	・斜里地区消防組合と連携し消防団員募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。	・斜里地区消防組合と連携し消防団員募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。	-	
	T (2)①オ	水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力に係る取組等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	U (2)②ア	洪水浸水想定区域内に設置されている災害拠点病院等の施設管理者に、洪水が発生した際、確実に情報伝達する方法の検討に係る取組等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	V (2)②イ	町村庁舎等が、洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能確保のための対策（耐水化、非常用電源等の整備等）の検討に係る取組等	-	-	-	-	-	-	・平成30年度より庁舎耐震化の実施設計を実施し、平成31年度以降耐震化工事を予定。	-	・3日間以上稼働可能な非常用発電機の整備を検討。	-	
	W1 (2)②ウ1	洪水浸水想定区域内の地域防災計画に定められている大規模工場等の施設について、浸水防止計画作成や、訓練実施に係る取組等	-	-	-	-	-	-	・浸水防止計画の作成や訓練実施について施設管理者と協議。	-	-	-	
	W2 (2)②ウ2	浸水防止計画の作成や訓練の実施状況等を踏まえた支援策に係る取組等	-	-	-	-	-	-	・浸水防止計画や訓練実施の支援策等について施設管理者と協議。	-	-	-	

○概ね5年で実施する取組（案）

項目、事項、内容	取組番号	取組項目	開発建設部	振興局	気象台	陸上自衛隊	北海道警察北見方面本部	斜里警察署	斜里町	清里町	小清水町	斜里地区消防組合
<b>(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>												
①氾濫水の排水、施設運用等に関する事項	X (3)①ア	洪水浸水想定区域内の排水施設及び資機材の配置、運用方法の情報を共有するとともに、排水施設管理者相互の連絡体制を構築し、洪水発生の際は、円滑かつ迅速な排水作業を行えるよう運用方法の検討に係る取組等	・流域外の関係機関を含め、幅広く案内し排水訓練を継続的に実施。	・過去の内水被害箇所を共有し排水作業が可能な箇所を検討するとともに、必要に応じて、整備についても検討。 ・各機関で実施する排水訓練があれば参画。	-	・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	-	-	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	-
	Y (3)①イ	河川管理者が実施する河道整備や河道の維持管理について情報を共有する取組等	-	・引き続き、河川改修等の整備を促進するとともに、計画的な維持管理を継続し、越水・溢水リスクの低減を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>(4) その他</b>												
①その他	Z (4)①ア	国が実施する研修、訓練への地方公共団体の参画等、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体相互の支援体制の強化に関する取組等	・必要に応じ、自治体職員受入可能な研修メニューを紹介 ・網走開発建設部広報官への連絡調整により必要に応じて出前講座を実施。	・国の研修・訓練があれば参画。	-	-	-	-	・災害時協定等による支援強化。	-	・研修・訓練があれば参加。	-
	AA (4)①イ	各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等に関する取組等	・光ケーブルの接続は自治体負担となるが、必要に応じて接続支援を実施 ・引き続き、情報共有を図る。	・北海道防災地図の体制が整い次第運用予定。	-	-	-	-	-	-	・防災ハザードマップの更新。	-